

小樽市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体が連携し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、小樽市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進について、関係機関及び関係団体等の連携と協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健所健康増進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。